

第4節 フロン類の排出抑制による温暖化対策

■ 現状と課題

- フロン類*¹には、地球温暖化への単位当たりの影響（地球温暖化係数）が二酸化炭素の数百倍から1万倍超という強力な温室効果があります。このため、「京都議定書*²」の排出抑制の対象物質になっています。
- エアコンや冷蔵庫などを整備または廃棄する場合は、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」（平成13（2001）年4月施行）及び「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」（平成27（2015）年4月施行）に基づき、製品中に含まれた冷媒フロンを回収することが義務づけられています。また、使用済み自動車のカーエアコンに使用されたフロン類については、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」（平成17（2005）年1月施行）により回収・破壊の取り組みが行われています。
- 平成27（2015）年4月1日にフロン排出抑制法が施行され、フロン類の排出抑制が強化され、フロン類の利用過程における漏えい防止などが盛り込まれました。
- 今後は、オゾン層の保護だけでなく地球温暖化を防ぐために、フロン類を使用しない製品（ノンフロン製品）の選択・利用やフロン類を大気中に漏えい・放出させないことが非常に重要となります。
- 平成14（2002）年のフロン排出抑制法の前身である「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（フロン回収破壊法）」の施行に先駆けて、本県ではフロン類の回収事業者と連携してフロン類の回収・破壊に取り組んできました。フロン対策の先進県として、「一般社団法人群馬県フロン回収事業協会」等と連携しながら、フロン排出抑制法が定める業務用冷凍空調機器等の適正管理の推進等により排出抑制を図る必要があります。
- 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

（単位：kg）

	廃棄時				整備時			
	CFC	HCFC	HFC	合計	CFC	HCFC	HFC	合計
回収した量（a）	2,742	41,292	9,043	53,077	36	8,114	7,977	16,127
年度当初の保管量（b）	168	1,234	319	1,722	36	674	691	1,401
破壊業者への引渡さる量（c）	2,689	37,183	8,270	48,143	70	6,419	7,593	14,083
再利用等した量（d）	22	3,758	361	4,141	2	1,748	360	2,109
年度末の保管量（a + b - c - d）	199	1,585	732	2,516	0	621	716	1,337

※kg未満を四捨五入しているため、縦横の計が一致しないことがあります。

■ 方向性

- フロン類使用機器からのフロンガスの使用時の漏えい防止、整備時・廃棄時における回収・破壊を進めます。
- 脱フロン、フロン代替物質への転換を積極的に進めます。

■ 施策展開

① フロン類排出抑制対策の推進

- ◆フロン類の回収の促進【環境保全課】
- ◆管理者による判断基準の遵守等の促進【環境保全課】
- ◆脱フロン化の促進【環境保全課】



この節の用語解説

- * 1 **フロン類**: 塩素、フッ素、炭素を含んだ人工化合物で、学術的にはフルオロカーボン類といい、その化学構造によりCFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)等に区分されます。
- * 2 **京都議定書**: 1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択された、2008年～2012年までの間に先進国全体の温室効果ガス排出量を5%削減することを規定した文書です。

■ 地球温暖化の防止 数値目標

指標	単位	現状		目標	
		年度	数値	年度	数値
温室効果ガス排出量	千 t-CO ₂ /年	H25	18,699	H32	17,249
環境GS認定等事業者	事業者	H25	2,560	H31	4,600
LED 式の信号灯器の整備率	%	H26	約 49.4	H31	約 65.3
再生可能エネルギー導入量	kWh/年	H26	40 億	H31	52 億
燃料用チップ・ペレット生産量	m ³ /年	H26	20,997	H31	110,000
間伐等森林整備面積	ha/年	H26	2,267	H31	3,500

※森林整備面積には、県事業、県補助事業、市町村事業、ボランティア等による整備を含みません。